

後見制度の推進等に関する提言

後見制度の推進等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 市民後見人の養成等市町村における体制の整備を推進していくため、市民後見推進事業の継続及び予算措置の拡充を図ること。
2. 成年後見制度に係る体制整備をより一層進めるとともに、相談・手続支援や後見人の人材育成等を行う広域的な体制を整備すること。